

第六十三回 参議院物価等対策特別委員会會議録第七号

昭和四十五年四月十七日(金曜日)
午後零時三十二分開会

本日の會議に付した案件

○國民生活センター法案(内閣提出、衆議院送付)

委員の異動
四月九日

補欠選任

辭任 渡辺 武君

河田 賢治君

四月十六日

補欠選任

辭任 河田 賢治君

渡辺 武君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

横山 フク君

小枝 一雄君

林田 悠紀夫君

竹田 四郎君

阿部 憲一君

中沢 伊登子君

委員

赤間 文三君

上原 正吉君

櫻井 志郎君

鈴木 省吾君

高田 浩運君

吉江 勝保君

山本 伊三郎君

渡辺 武君

國務大臣

佐藤 一郎君

政府委員

矢野 智雄君

經濟企画庁國民生活局長

事務局側

常任委員會專門員

坂入 長太郎君

○委員長(横山フク君) ただいまから物価等対策特別委員會を開会いたします。
國民生活センター法案を議題といたします。
まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。佐藤經濟企画庁長官。

○國務大臣(佐藤一郎君) 國民生活センター法案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

一九六〇年代においてわが國經濟は飛躍的な発展を遂げ、これに伴って、國民の所得水準は着実に上昇し、國民生活の内容も著しい向上を見せております。

しかしながら、その反面、經濟の急速な成長の過程において、住宅や生活環境等の社會資本の整備が相對的に立ちおくれ、交通事故、公害などが増加しております。また、技術革新の進展に伴って、危険な商品が目立つなど、消費生活面でも各種の障害が表面化しております。このため、國民の日常生活に対する不満が増大し、社會的緊張の高まりが見られることも否定できない事実であります。

一九七〇年代を迎えるにあたって、これら各種の問題の解決をはかりつつ、經濟の繁榮に対応した真に豊かな國民生活を実現することが、われわれに与えられた大きな課題であることは申すまでもありません。

政府といたしましては、このような見地から、國民生活優先の原則に基づき、國民生活行政の推進につとめておりますが、施策の適切を期するためには、國、企業、國民などの間において、國民生活に関する情報や意見の交流を促進し、國民の直面する日常生活上の諸問題を中心に、國民との

對話の場を確立することが肝要であると考えます。

このため、従来、國民生活に関する調査研究を行なってきた國民生活研究所を發展的に解消し、國民生活の安定及び向上に役立つ情報の提供等を行なう「國民生活センター」を設立することとした次第であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、センターの目的であります。センターは、國民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的な見地から國民生活に関する情報の提供及び調査研究を行なうことを目的としております。

第二に、センターの資本金は全額政府出資とし、設立に際して出資する二億圓及び土地などの現物出資額並びに従来政府から國民生活研究所に對して出資されていた金額の合計額をその資本金とすることとしておりますが、将来、必要に応じて資本金を増加することができることとしております。

第三に、センターの役員として、会長、理事長、理事及び監事を置くこととしておりますが、センターの業務が広範にわたりますので、その適切な運営をはかるため、会長の諮問機関として運営協議会を設け、民間の学識経験者及び關係行政機関の職員、地方公共団体の長の意見を業務運営の面において十分反映させるようにいたしております。

第四に、センターのおもな業務としては、國民生活の改善に関する情報を提供し、國民の苦情、問い合わせ等に対して必要な情報を提供するとともに、國民生活に関する情報の収集、國民生活の実情、動向に関する総合的な調査研究等を行なうこととしております。

第五に、センターの財務及び會計につきましては、センターの特殊法人としての性格上、予算、事業計画、資金計画、財務諸表、借入金等については、經濟企画庁長官の認可または承認を必要とするものとしております。

また、センターの監督は、經濟企画庁長官が行なうこととし、センターの業務に對して監督上必要な命令をすることができるものとしております。

第六に、このセンターの設立と同時に、現在の國民生活研究所は解散し、その一切の權利義務はセンターが承継することとするほか、所要の経過措置を講ずることとしております。

なお、センターの設立に関する事務は、内閣總理大臣が任命する設立委員に処理させることとするほか、センターに對する課税を免除するため、各種税法の一部改正をすることとしております。

以上が、國民生活センター法案の提案理由及び内容の概略であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願いする次第であります。

○委員長(横山フク君) 次に、補足説明を聴取いたします。矢野國民生活局長。

○政府委員(矢野智雄君) ただいま議題となりました國民生活センター法案につきまして、逐条的に御説明申し上げます。

第一条は、國民生活センターの目的を定めたものであります。國民生活センターは、國民生活の安定及び向上に寄与するという見地に立つて総合的に國民生活に関する情報の提供及び調査研究を行なうことを目的とするものであります。

第二条は、センターは法人とする旨の規定であり、センターは本法の規定に基づきいわれる特殊法人となるものであります。

第三条は、センターの事務所を東京都に置く旨

を規定しており、具体的には、次の条文中で御説明いたします。国有地の現物出資によりまして、東京都港区高輪三丁目十三番地に置くことを一応考えておるわけでありました。

第四条は、資本金の規定でありまして、センターは、その設立に際しまして、政府からの出資としまして二億円の金額と、高輪におきまする国有地千四百三十四平方メートルと、その定着物の給付を受けまことに、従来国民生活研究所に政府から出資されておりました二億円の金額を政府から出資があつたものとして引き継ぐわけでありました。政府は、センターの設立後においても必要があると思ふときは、これに追加して出資することができるとしてあります。また、政府が現物出資をいたします財産の価格につきましては、評価委員が時価を基準として定めることとしてあります。

第五条は、センターについての所要の登記を定めたものであり、第六条は、民法におきまする法人の規定のうち所要のものにつき、センターへの準用を定めたものであります。

第七条は、センターの役員として、会長一人、理事長一人、理事五人以内、監事二人以内を置くものと定めてあり、さらに第八条では、これらの役員の職務及び権限を定めてあります。すなわち、会長は、センターを代表して、その業務を総理し、理事長は、センターを代表するとともに、会長を補佐してセンターの業務を掌理すること等を定めてあります。

第九条は、役員の任命でありまして、会長、理事長、監事は内閣総理大臣が任命し、理事は、内閣総理大臣の認可を受けて、会長が任命することとしてあります。

第十条の役員任期につきましては、会長、理事長、理事は四年、監事は二年といたしてあります。

第十一条、役員欠格事項、第十二条、役員の解任、第十三条、役員兼職禁止、第十四条、代表権の制限などの規定は、特殊法人としてのセンターの役員職務責任にかんがみまして必要とされる諸規定であります。

第十五条は、センターに運営協議会を置くこと及びその職務、構成などを定めてあります。センターは、その業務の關係する分野がきわめて広範でありまして、また、關係各省や地方公共団体をはじめ各方面の緊密な御協力をいたし、初めてその円滑、効果的な運営が可能となるものであります。そのため、センターの運営にあたりましては、センターの業務に御理解のある各界の学識経験者や關係各省の職員、地方公共団体の長の方などにお集りいただき、これらの方々の忌憚のない御意見を賜わり、これを参考に、その運営に遺憾なきを期していこうとするものであります。

第十六条は、センターの職員は、会長が任命いたすこととしてあります。

第十七条は、センターの役員、職員について、刑法等におきまする罰則の適用に關しては、公務員と同等な扱いを受けることとしてあります。

第十八条は、センターの業務範囲を定めてあります。

センターの業務の第一は、国民生活の改善に關する情報を提供することであり、国民がその日常生活において合理的かつ自主的に行動し、その改善向上をはかってくるよう、このために役立つ有益な知識、情報をラジオ、テレビ、新聞等の手段により、広く一般国民に提供しようとするものであります。

業務の第二は、国民生活に關する苦情、問い合わせ等に対して情報を提供することであり、国民生活の各分野に關して、苦情や問い合わせの窓口は、行政管理局をはじめ、中央、地方の各機關や、民間団体においても設けられており、整備されつつありますが、国民にとっては、必ずしもこれらの窓口の所在、所管範圍が明確でない場合も多いかと思ふれます。センターは、国民生活に關し、いわば、これらの窓口の総合案内所ともいふべき機能をもつて、直接国民の相談に應じ、必要な情報を提供していくものであります。

業務の第三として、各省の關係部局、都道府県、生活センターや消費者団体などにおきましても、ただいま申し述べました国民に対する生活關係の情報の提供、苦情問題の処理などを業務として行なっているわけであり、センターは、これらに對し、その業務の円滑かつ効果的な運営に資するための種々の情報を整備し、提供してまいらうとするものであります。この種の情報として、たとえば、生活設計相談の手引書とか苦情処理の事例集などが考えられてあります。

四番目といたしましては、国民生活の実情及び動向に關する総合的な調査研究を行なうことであり、これは、いままで国民生活研究所における主要な業務として行なってきたものであります。しかし、従来、ともすれば、きわめて基礎的で学究的な性質があり、それなりに有用な成果をあげてはありましたが、今後は、いままで申し述べましたようなセンターの業務と有機的に關連づけ、實際的に役立つような調査研究にも力を入れてまいらうと考へてあります。

五番目といたしまして、国民生活に關する情報の収集であります。国民生活に關する情報は、各方面の御協力をいたし、できる限り幅広く収集し、整理して、以上に申し述べました業務に役立てていくものであります。

最後に、以上の業務に付帯する業務であります。以上の業務の円滑、効果的な遂行に必要となります付帯的な業務を行なうわけであり、たとえば、出版業務とか研修業務などがあるかと考へてあります。

第十九条は、センターが、経済企画庁長官の認可を受けまして、委託に基づき業務を行ない、または業務の一部を委託することができるとしてあります。

第二十条から二十八条までは、センターの財務會計に關する諸規定であり、他の特殊法人に通常置かれます諸規定と、ほぼ同様なものであります。すなわち、第二十一条では、センターは毎事業

年度、予算、事業計画、資金計画を作成して、あらかじめ経済企画庁長官の認可を受けるべきこととしてあり、二十二条では、毎事業年度終了後三カ月以内に、財産目録、貸借対照表、損益計算書、経済企画庁長官に提出して、承認を受けるべきこととしてあります。このほか、損益の処理、借入れ金、余裕金の運用方法、重要財産の処分制限等につきまして、所要の規定を設けてあります。

次に、第二十九条及び三十条は、センターの監督の規定であります。経済企画庁長官は、センターを監督いたしまして、必要がある場合には、センターに對し、命令を発し報告を求め、または立ち入り検査を行なうことができる旨を規定してあります。

第三十一条は、センターの解散、第三十二条は、財務會計に關する重要事項についての大蔵大臣との協議、第三十三条及び三十四条は、センターの役員及び職員が違法行為に對する罰則を、それぞれ定めてあり、他の一般の特殊法人に關する法律と同様の規定であります。

以上が本則の規定であります。法律の施行期日は、はじめ、センターの設立、經驗措置、他法律の所要の改正等は、附則において定めてありますので、その大略を御説明いたします。

附則第一条は、施行期日であります。この法律は公布の日から施行いたしますが、設立のための準備等に相當の期間を要しますので、センターの設立と国民生活研究所の解散に伴う附則の所要規定につきましては、この法律の公布の日から起算して六カ月をこえない範圍内において政令で定める日から施行することといたしてあります。

附則第二条から五条までは、センターの設立手続のための所要の規定であります。

附則第六条につきましては、国民生活研究所は、政府と民間との出資により設立したものであり、現在、国民生活研究所の資本金二億四千万円のうち、民間出資額は百四十万円であり

ますが、センターの設立に際しまして、民間出資分を出資者に払い戻し、センターは全額政府出資として発足しようとする趣旨のものであります。

附則第七条は、センターがその設立に際しまして国民生活研究所の一切の権利義務を承継するとともに、従来国民生活研究所に政府から出資していた金額二億円は、センターに政府から出資すること等を定めた規定であります。

附則第八条及び九条は、センターの設立が通常の事業年度の期間の途中で行なわれますため、最初の事業年度におきます財務関係の所要の特例規定を設けたものであります。

附則第十条は、国民生活研究所は解散することとなりますので、その根拠法である国民生活研究所法を廃止することとしたものであります。

附則第十二条から十六条までは、所得税、法人税、印紙税、登録免許税及び地方税の免税につきまして、国民生活研究所の解散とセンターの設立に伴います所要の整理、拡充のための規定を設けたものであります。

附則第十七条は、地方財政の健全性を確保するという観点から、地方公共団体が寄付金等法令の規定に基づかない負担金を支出してはならない法人としてセンターを指定するものであります。

最後に、附則第十八条は、センターを経済企画庁の所管法人としたことに伴います経済企画庁設置法の改正であります。

以上が国民生活センター法案の内容でございます。何とぞ慎重御審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長(横山フタ君) 本法案の質疑は後日に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十一分散会

四月十日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は三月十二日)

一、国民生活センター法案

四月十日本委員会に左の案件を付託された。

一、諸物価等の値上げ抑制に関する請願(第一四二七号)

第一四二七号 昭和四十五年三月二十七日受理
諸物価等の値上げ抑制に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一〇ノ一岩手県

議会議長 千葉一

紹介議員 岩動 道行君

諸物価の値上がりについては、国民生活に影響するところ大であるので、極力抑制の措置を講ずることとともに、公共料金の値上げについても抑制するよう配慮されたい。

昭和四十五年四月二十二日印刷

昭和四十五年四月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局